

有料老人ホーム白梅寮重要事項説明書

1. 事業主体概要

2024年4月1日

事業主体名	社会福祉法人 鷺園
代表者名	理事長 小林 和彦
所在地	岡山県津山市瓜生原337-1
主な出損者・出資者とその金額	社会福祉法人鷺園が全額出資
他の主な事業	特別養護老人ホーム … 7施設 グループホーム… 11施設 デイサービスセンター… 7施設 障がい者支援施設… 4施設 ケアハウス … 4施設 保育園… 12施設

2. 施設概要

施設名	有料老人ホーム 白梅寮					
施設の類型及び表示事項	類型：介護付有料老人ホーム 表示事項：居住の権利形態/賃貸方式 ・入居時の要件/入居時要介護・要支援状態 介護保険/岡山県指定特定施設・指定介護予防特定施設 ・介護居室区分/相部屋あり（1人～2人） ・介護に関わる職員体制/3：1以上					
介護保険の指定居宅サービスの種類	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護					
施設長（施設の管理者）名	大塚啓次					
開設年月日	昭和61年11月1日					
所在地 電話番号	岡山県津山市瓜生原535-2 電話 (0868)-26-0888					
交通の便	JR姫新線 東津山駅より車で約8分					
敷地概要（権利関係）	土地 2,489㎡ 自己所有					
建物概要（権利関係）	建物（延面積） 1,890.67㎡ 自己所有					
居室（一般居室・介護居室）、一般介護室の概要	定員 60名 一般居室数 0室 介護居室数 50室 一時介護室 0室					
		1人部屋	2人部屋	人部屋	人部屋	合計
	介護居室	(40)室 (12)㎡～(14)㎡ 平均(13)㎡	(10)室 (19)㎡～(31)㎡ 平均(22)㎡	()室 ()㎡～()㎡ 平均()㎡	()室 ()㎡～()㎡ 平均()㎡	(50)室
浴室、食堂、機能訓練室の概要	食堂兼談話室（198.2㎡）・浴室（一般浴・特殊浴槽）					
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	各室ベットサイドにナースコールを設置 利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます					
事故発生時における対応方法	事故が発生した場合、その状況により市役所、利用者のご家族、担当居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます 事故の状況及び事故に際しての採った処置について記録を行います また、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います					

3. 利用料

費用の納入方式	現金払い又は振り込み・金融機関口座自動引落																												
一時金（介護費用の一時金を除く）	不要																												
介護費用の一時金	不要																												
月額利用料	下記により日数で計算します																												
内 訳	管理費	1日 1,040円																											
	食費	1日 1,445円																											
	おむつ代	実費（1日100円～400円）																											
	光熱水費	0円																											
	家賃相当額	1日 本館個室 1,000円 相部屋 700円 新館個室 1,200円																											
	その他	理容代 2,000円 喫茶・その他の日常生活費 実費																											
改定のルール	国の示す介護報酬改定を根拠とします																												
介護保険に関わる利用料	<p>介護保険「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」 介護度別自己負担金（1割の料金） ※介護保険負担割合症の記載に基づき利用料を計算いたします 平成30年8月からは負担割合が1割から3割まで広がりますので介護保険負担割合症の記載内容をご確認ください</p> <table border="0"> <tr> <td>1日あたり</td> <td>要支援1</td> <td>183円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要支援2</td> <td>313円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護1</td> <td>542円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護2</td> <td>609円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護3</td> <td>679円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護4</td> <td>744円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護5</td> <td>813円</td> <td></td> </tr> </table> <p>（加算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①夜間看護体制加算 9円/日 ②協力医療機関連携加算 100円/月 ③看取り介護加算（算定要件あり）死亡日以前4日以上30日以下=144円/日、31日以上45日以下=72円/日、死亡日の前日及び前々日=1日あたり680円、死亡日=1,280円 ④介護職員処遇改善加算 介護度別自己負担金と算定した加算1ヶ月あたりの合計額に82/1000を乗じた金額（令和6年5月31日まで） ⑤介護職員等特定処遇改善加算 介護度別自己負担金と算定した加算1ヶ月あたりの合計額に18/1000を乗じた金額（令和6年5月31日まで） ⑥介護職員等ベースアップ等支援加算 介護度別自己負担金と算定した加算1ヶ月あたりの合計額に15/1000を乗じた金額（令和6年5月31日まで） ⑦介護職員等処遇改善加算 128/1000を乗じた金額（令和6年6月1日から） ⑧サービス提供体制強化加算 18円～22円/日 ⑨認知症専門ケア加算 3円/日 ⑩個別機能訓練加算 12円/日 ⑪生活機能向上連携加算 100円/月 ⑫退院・退所時連携加算 30円/日 ⑬入居継続支援加算 22円/日 ⑭若年性認知症入居者受入加算 120円/日 ⑮ADL維持加算 30円/月 ⑯栄養スクリーニング加算 5円/6ヶ月に1回 ⑰高齢者施設等感染対策向上加算 10円/月 ⑱新興感染症等施設療養費加算 240円/日（1月5日を限度） ⑲生産性向上推進体制加算 10円/月 	1日あたり	要支援1	183円			要支援2	313円			要介護1	542円			要介護2	609円			要介護3	679円			要介護4	744円			要介護5	813円	
1日あたり	要支援1	183円																											
	要支援2	313円																											
	要介護1	542円																											
	要介護2	609円																											
	要介護3	679円																											
	要介護4	744円																											
	要介護5	813円																											
一時金の返還金の保全措置	保証金なし																												
損害補償額の予定の定めの有無及び内容	無																												
消費税	内税																												

短期利用特定施設入居者生活介護費	要介護認定を受けている利用者に対して、上記利用料を同様に算定しますが、介護保険に関わる利用料に定める③看取り介護加算は算定対象外です
------------------	--

4. サービスの内容

苦情解決の体制	苦情申立窓口	白梅寮苦情申立窓口 電話 0868-26-0888 F A X 0868-26-0144 苦情受付責任者（寮長 大塚啓次） 苦情受付担当者（介護副主任 田代好子） 第3者委員（1）仲矢武夫（津山市高野本郷367 0868-26-2862） （2）中村真也（津山市国分寺686 0868-26-2062） （3）横山悦子（勝央町黒坂371-2 090-7779-0582） 当事業所で解決できない苦情は、下記の苦情申立機関等に苦情を申し立てることができます。 なお、苦情申立を行った場合においても、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません
	苦情申立機関	一名称 岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811 二名称 岡山県社会福祉協議会 運営適正委員会 電話 0868-26-3511 三名称 津山市高齢介護課 電話 0868-32-2070

一時金に含まれるサービス	一時金無し
月額利用料（介護費用を除く）に含まれるサービス	居室利用・食事及び日常生活の全ての介護
ホームが提供する介護サービスの内容、頻度及び費用の負担	別添、介護サービスの一覧表による
上記以外の別途費用負担の 主要なサービスとその利用料	無
損害賠償	「しせつの損害補償」に加入 （全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約）

添付書類（1）：「介護サービスの一覧表」

5. 介護を行う場所等

要介護時・要支援時に介護を行う場所	入居時より介護を要する方を対象としています	
入居後に居室又は施設を住み替える場合	一時介護室へ移る場合（判断基準・手続き、追加費用の要否、居室利用権の取得等）	当施設は、入居時要介護者又は要支援者を対象としているので、全室介護居室となっており、移る場合の条件及び手続きは特に定めませんが、相部屋の入居者が、その必要に応じて一時介護室に移る場合には、入居者及び家族に対して必要な説明を行うものとします
	介護居室へ住み替える場合（同上）	全てが介護室となっています
	他のホームへ住み替える場合（同上）	利用者及び家族の同意に任せています 移動に必要な手続き等は協力します

6. 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	大谷病院・大村医院・津山ファミリークリニック 内田歯科医院と提携（定期的・緊急時に往診）
入居者が医療を要する場合の対応	医師の指示により看護師（職員）が対応しますが、ご家族にお願いすることもあります 費用は医療機関へ直接支払います

--	--

7. 入居状況等

2024年4月1日

入居者数及び定員		60人（定員60人）
入居者内訳	性別	男性 14人 女性 46人
	介護の要否別	要支援計 0人 要支援Ⅰ 0人 要支援Ⅱ 0人 要介護計 60人 介護度Ⅰ 11人 介護度Ⅱ 11人 介護度Ⅲ 12人 介護度Ⅳ 12人 介護度Ⅴ 14人
平均年齢		87歳（男性86歳・女性88歳）
運営懇談会の開催状況（開催回数、主な議題等）		毎月1回 定期的に開催 介護サービスへの要望について

8. 職員体制

2024年4月1日

		職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (19:00～8:00)	備考
			内自立者対応			
従業者の 訳	施設長	* 1人	* 1人			生活相談員兼務
	生活相談員	* 1人	* 1人			計画作成担当者
	直接処遇職員 介護職員 看護職員	計 24人 21人 3人	計 21.5人 18.5人 3人	0人	2人	機能訓練指導員（看護師3名）
	機能訓練指導員	* 3人	* 3人			看護師
	計画作成担当者	* 2人	* 2人			
	医師					
	栄養士	1人	1人			
	調理員	3人	3人			
	事務職員	1人	1人			
	その他職員					
合計		31人	27.5人	0人		

介護に関わる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況

	前々年度の平均	前年度の平均	今年度の平均
要支援者 要介護者の人数	60人	60人	60人
指定基準以上の直接処遇職員 の人数（常勤換算）	20人	20人	20人
ホームに配置する直接処遇職員 の人数（常勤換算・自立者対応の 人数を除く）	20人	20人	20人
要介護者等の人数に対する直接 処遇職員の人数の割合	3 : 1	3 : 1	3 : 1

常勤換算方法の考え方	1日8時間・週40時間
従業者の勤務体制の概要	4週8休を基本にローテーション勤務

9. 入居・退去等

入居者の条件	要介護1以上の方で、介護を要する方（特定施設入居者生活介護サービス） 要支援1以上の方で、支援を要する方（介護予防特定施設入居者生活介護サービス）
身元引受人及び連帯保証人等の条件、義務等	身元引受人及び連帯保証人を1名定め、利用料の支払い・入居者の入退居等の責任をとること。 身元引受人及び連帯保証人になる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額60万円を限度とします。その額は、利用者又は身元引受人および連帯保証人が亡くなったときに確定し、亡くなった利用者の確定した債務について、ご負担いただく場合があります。 身元引受人及び連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
契約の解除	利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込がなく、施設サービス利用契約の目的を著しく困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって、契約を解除します 利用料を3か月以上滞納した場合、1か月以上の期間を定めて契約解除の催告を行う。利用者が2か月以上入院する場合
体験入居	居室に余裕のある場合は可

添付書類（１）

介護サービスの一覧表（目安）

	要支援Ⅰ～Ⅱ		要介護Ⅰ～Ⅱ		要介護Ⅲ～Ⅴ	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室	
	一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス						
○巡回						
・昼間	・昼間 1回	—	・昼間 1回	—	・昼間 2時間毎	—
・夜間	・夜間 3回	—	・夜間 3回	—	・夜間 2時間毎	—
○・食事介助	・見守り	—	一部介助	—	・全介助	—
○排泄						
・排泄介助	・見守り	—	・一部介助	—	・全介助	—
・おむつ交換		—		—		—
・おむつ代		—		—		—
○入浴等						
・清拭		—		—	・入浴日以外	—
・一般浴介助	・週 2回	—	・週 2回	—		—
・特浴介助		—		—	・週 2回	—
○身辺介助						
・体位交換		—		—	・毎日5回おむつ交換時・随時	—
・居室からの移動		—		—		—
・衣類の着脱		—		—		—
・身だしなみ介助		—		—		—
○機能回復訓練		—		—	・通	—
○通院の介助	・通院付き添い	—	・通院付き添い	—	院付き添い	—
○緊急時対応					・24	—
・ナースコール	・24時間対応	—	・24時間対応	—	時間対応	—
生活サービス						
○家事						
・清掃	・週 4回	—	・週 4回	—	・週 4回	—
・洗濯	・週 2回	—	・週 2回	—	・週 2回	—
○居室配膳・下膳		・1回2,000円		・1回2,000円		・1回2,000円
○理美容		—		—		—
○代行		—		—		—
・買物	・年1回	—	・年1回	—	・年1回	—
・役所手続き	・随時	—	・随時	—	・随時	—
健康管理サービス						
○・健康診断	—	必要に応じ・医療保険以外は自己負担	—	必要に応じ・医療保険以外は自己負担	—	必要に応じ・医療保険以外は自己負担
○・健康相談		—		—		—
○・生活指導		—		—		—
○・医師の往診		—		—		—
入退院時、入院中のサービス	—	医療保険以外は自	—	医療保険以外は	—	医療保険以外は

○ ・医療費		己負担 —		自己負担 —	—	自己負担 —
○ ・移送サービス						
その他サービス ○ 季節の行事 ○レクリエーション ○クラブ活動	年12回程度 随時 数種類随時	無料・実費負担 無料・実費負担 無料・実費負担	年12回程度 随時 数種類随時	無料・実費負担 無料・実費負担 無料・実費負担	年12回程度 随時 数種類随時	無料・実費負担 無料・実費負担 無料・実費負担